環境影響評価（環境アセスメント）について

	法の手続	条例の手続(今回対象)
関係法令	（・環境基本法） ・環境影響評価法 ・環境影響評価法施行令 ・環境影響評価法施行規則 ・主務省令	（・静岡県環境基本計画） ・静岡県環境影響評価条例 ・静岡県環境影響評価条例施行規則 ・静岡県環境影響評価条例技術指針
対象事業	法対象事業（13種） ・第１種事業（アセス必須） ・第２種事業（アセス実施について主務官庁が判定）	条例対象事業（24種） **・第１種事業（必須）** ・第２種事業（実施について知事が判定）
対象規模	条例（太陽光発電施設の建設） **・第1種事業　：敷地面積が50ha以上**（今回は65.3ha） ・第2種事業　：　〃　　20ha以上50ha未満	

環境への影響とは？

○環境基本法　第２条第１項

この法において**「環境への負荷」**とは、**人の活動により※環境に加えられる影響**であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

※　人為的な原因に基づくものに限られ、地震、台風、落雷、洪水などの自然現象を原因とする人の生命・健康や生活環境の被害を含まない。（環境基本法の解説より）

環境影響評価とは？

○静岡県環境影響評価条例　第１条

この条例は、静岡県環境基本条例第3条に定める基本理念にのっとり、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う**事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行う**とともにその事業の実施後において事後調査を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価及び事後調査について県等の責務を明らかにするとともに、**環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価等が適切かつ円滑に行われるための手続その他必要な事項を定め**、その手続等によって行われた**環境影響評価等の結果を**その事業に係る環境の保全のための措置その他の**その事業の内容に関する決定に反映させる**ための措置をとること等により、**その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保**し、もって**現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資する**ことを目的とする。

静岡県環境影響評価技術指針に規定する環境要素

- 第１　大気汚染
- 第２　騒音及び低周波空気振動
- 第３　振動
- 第４　悪臭
- 第５　局地風
- **第６　水質汚濁**
- 第７　底質汚染
- 第８　地下水汚染
- 第９　土壌汚染
- **第10　土地の安定性**
- 第11　地盤沈下
- 第12　地下水の変化
- **第13　河川の変化**
- 第14　海況の変化
- **第15　土壌、土砂の流出、堆積**
- 第16　貴重な地形及び地質
- 第17　動物
- 第18　植物
- 第19　生態系
- 第20　景観
- 第21　文化財
- 第22　人と自然の触れ合いの活動の場
- 第23　廃棄物
- 第24　地球環境
- 第25　放射線の量
- 第26　日照阻害
- 第27　電波障害

※　**ゴシック**は、災害についての項目ではないが、関連しそうな項目

静岡県環境影響評価技術指針に規定する調査地域等について

環境要素	調査項目	調査地域
水質汚濁	濁度（水の濁り）	**事業の実施により**、水質汚濁が生じると予想される地域
土地の安定性	斜面形状、活断層	**事業の実施によって**形成される傾斜地及び盛土の崩壊が懸念される地域
河川の変化	流量等が大きく変化すると想定される河川の位置、断面構造、現況流下能力等	**事業の実施により**河川等の流量が変化すると想定される地域
土壌、土砂の流出、堆積	斜面形状、地質構造、流出・浸透係数	**事業の実施により**土壌等の流出及び堆積が懸念される地域

環境影響評価手続フロー

方法書 …

【環境アセスメント方法の決定】
環境影響評価の項目や調査、予測及び評価手法等を示した図書

（環境影響評価の実施）

準備書 …

【環境アセスメントを実施した結果】
環境保全の見地からの意見を聴くために、調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討結果を示した図書

評価書 …

【環境アセスメントの成果品】
準備書に対する知事意見や住民意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を見直して作成した図書

事後調査計画書 …

【予測結果や環境保全措置等の不確実性に対する検証方法の決定】
工事中及び供用後の環境の状況や環境保全措置の効果を検証するための調査方法等を示した図書

事後調査報告書 …

【事後調査の結果の検証】
事後調査計画書に基づいて、調査した結果を示した図書
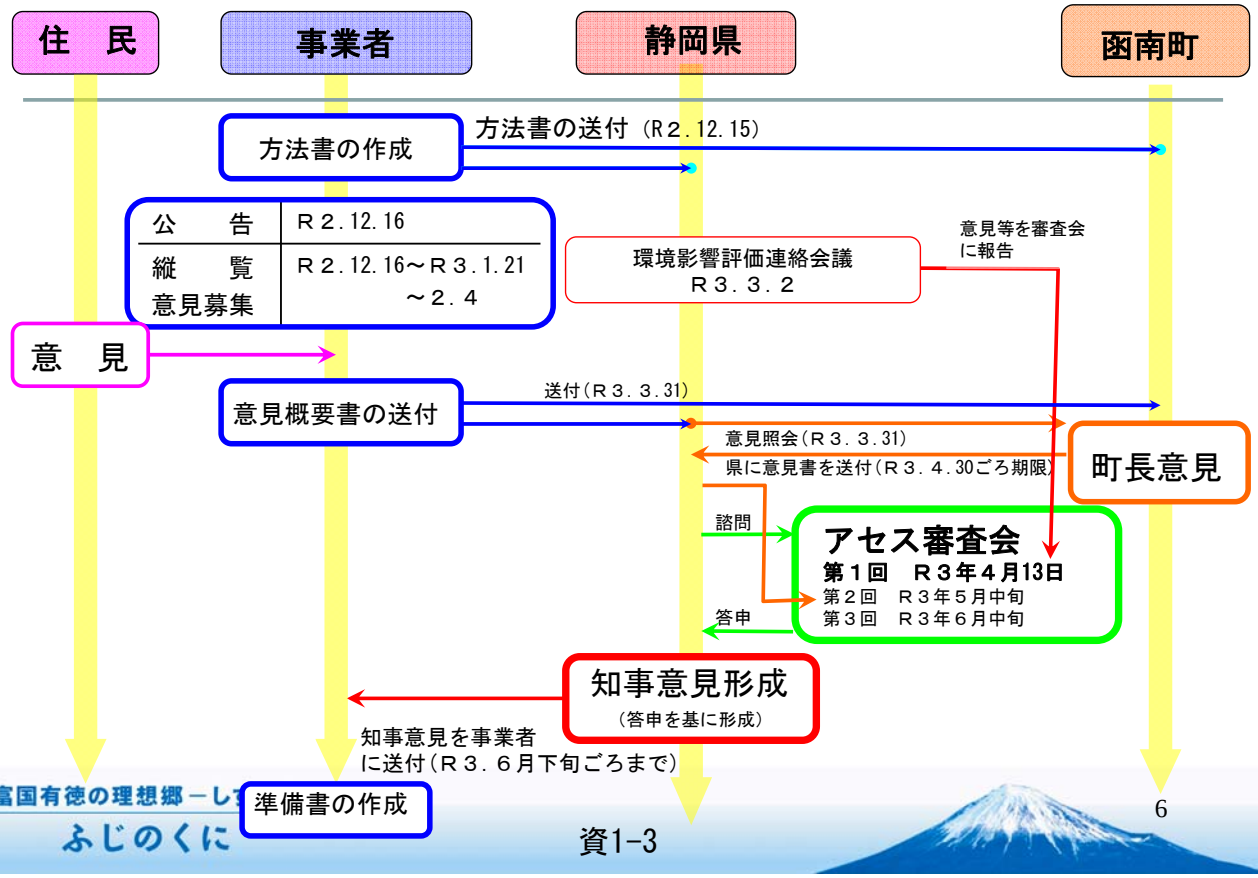
方法書手続フロー